

続・イギリス婚約法に関する覚書 (二)

佐藤良雄

目次

- 一 序説
- 二 婚約破棄訴訟廃止立法の前史
- 三 法律委員会の活動(以上四十六号)
- 四 「法律委員会報告書」の概要(一)(本号)
- 四 「法律委員会報告書」の概要(二)

(一) 「法律委員会報告書・第二十六号・婚約の破棄 (The Law Commission [Law Com. No. 26] Breach of Promise of Marriage)」は、一九六五年法律委員会法 (The Law Commissions Act 1965) 第三条第二項にしたがつて、一九六九年八月二十五日、大法官 (ガードナー卿) に提出され、さらに、一九六九年一月一日に、下院の命によつて、続・イギリス婚約法に関する覚書 (二)

続・イギリス婚約法に関する覚書(三)

て刊行された。

本「報告書」作成・提出時の法律委員会の委員は、委員長たるスカーマン判事と一人の裁判官および三名の勅選弁護士であり、さらに Mr. Arther Stapleton Cotton が特別顧問となっている。この構成メンバーは、一九六五年本委員会発足当時と全く変っていない。

前稿「(一)」(本誌第四十六号)に述べた如く、本「報告書」は、約三五頁から成り、このうち本文が約一九頁を占め、これに約一六頁の付録がつけられている。その目次は、すでに前稿「(一)」に掲記したので、ここで詳説することは避けるが、大要は、次の如くである。すなわち、本文は、ほぼ、次の五つの部分にわかれている。

第一は、「A 序文」である。

第二は、婚約破棄訴訟に関する現状の要約である(「B 婚約の解消に関する現在の救済方法」、「C 婚約破棄訴訟の特殊な場合」)。

第三は、「D 本訴訟の廃止に対する従来の動向」である。

第四は、本訴訟の廃止に関する諸提案の紹介とそれらの比較である(「E 改正に関する最近の諸提案」、「F 諸提案の比較」)。

第五は、委員会の勧告とそれに伴なう問題点および勧告の要約である(「G 勧告」、「H 副次的諸問題」、「I 勧告の要約」)。

付録は、AないしDの四項目にわかれている。すなわち、「A 註釈付法改正(婚約破棄)法案」、「B 諮問機関」、「C 北米合衆国及び西ヨーロッパ諸国における婚約破棄に関する法律」、「D ニュージールランド、雑

訴訟に関する不法行為及び一般法改正委員会の報告書——婚約破棄に関する抜粋」である。

本稿では、本「報告書」を、主として紙幅を考慮し、逐語的ではなく、そのおおよその内容を、要約・紹介して行くことにしたいと考えるが、もともと「報告書」そのものが要約的に記述されているものなので、かなりの程度、原文に即した紹介にならざるを得ないであろう。しかし、原文に比較的詳細に付されている脚註は、ほとんど省略し、紹介を簡潔になすべく努めたつもりである。

(一) 本「報告書」は、「A 序文」において、次の三点を指摘している。

(1) まず、法律委員会の前記「第一次プログラム」(Law Com. No.1)のうち、「例外、すたれた原則、古くなつた手続を含む雑項 (miscellaneous matters involving anomalies, obsolescent principles or archaic procedures)」なる表題のもとに、審査を要する若干の事項が挙げられており、その事項のなかに、委員会は、婚約破棄訴訟を含めていた旨が述べられている。

(2) 次に、この問題に関する法律委員会の審議の経過が、極く簡単に報告されている。

すなわち、一九六六年二月に、法律委員会は、婚約破棄訴訟の権利を端的に廃止するための仮提案を配布した。

この仮提案について、委員会は、法律家の団体と、一般の団体に諮問をおこなった。その数は一七団体に及び、そのリストは、「付録 B 諮問機関」(本稿後掲)に記載されているが、法律家の団体ないし機関としては、The Bar Council (法廷弁護士評議会)、The Law Society (事務弁護士協会) などがあり、一般の団体としては、British Council of Churches; Married Women's Association; National Council for the Un-

married Mother and Her Child のような諸団体が挙げられている。

その結果、一般団体からは、本訴訟の廃止に対し、広い支持があったが、法律家の団体は(明らかに現行法を好ましく思っていないが)何らかの救済方法が必要であると感じていた。しかし、その救済方法については、見解が分れていた。

そこで、委員会は、婚約の解消によって生ずる損失に対する救済を、一定の条件の下に定める必要があるという見解を承認し、一九六八年三月、より進んだ諮問を始めた。本報告書及びその勧告は、これらの、より進んだ諮問にもとづくものである。

(3) 委員会は、若干のほかの法体系によって採られている解決方法にも留意した。北米合衆国、フランス、イタリー、西ドイツ、スイスなどの法制がそれであり、これに関する簡潔な吟味が、「付録 C」(本稿後述)においてなされている。

しかし委員会は、この問題に関する社会的な態度が国によってきわめて異なり、しかも、法はその社会的態度のたしかな指標にはならないと考えたようである。たとえば、イギリスにおいて、本訴訟が存在することから、人々がその使用に賛成していると推論するのは誤りだからである。本委員会の諮問が、その逆を示しているし、(一九六七年に成年に関する報告を提出した)レイティ委員会も、とくにこの点について勧告はしなかったが、この訴訟が若い人々にとって、彼等の問題を解決するための方法としては考えられていないことを見出していたのである。

(三) 次に本「報告書」は、婚約の解消に関する現在の救済方法について、その一般的な場合(B)と特殊な場

合(C)を各々とりあげて解説している。

右のうち、一般的な場合(B)は、損害賠償の訴(a)と、贈物と財産の回復(b)の二つの場合に分けて論じられており、特殊な場合(C)も、Shaw 対 Shaw 事件(その内容は後述)の如き場合(a)と、妊娠に対する補償の場合(b)に分けて説かれている。

次に、それらの要旨を紹介する。

(1) 「B 婚約の解消に関する現在の救済方法」——(a) 損害賠償の訴」

ここでは、次の諸点が述べられている。

最初に、歴史的な経過が簡単に回顧される。すなわち、一七世紀以前においては、婚約は専ら教会の管轄事項であり、ここでは、婚約破棄に因る損害賠償はみとめられていなかった。婚約の破棄に因る訴が、通常裁判所に對してなされるようになったのは、チャールズ一世の治下(一六二五年—一六四九年)においてである。

なお、これ以前から、教会での挙式を欠いた婚姻について聖職者の前での挙式を求める教会裁判所における訴がみとめられていたが、一七五三年に秘密婚を防止するためのハードウィック卿法が全ての婚姻に婚姻の予告の後教会で挙式することを要求するようになって、右の訴は廃止された。

次に、従来の婚約破棄に因る損害賠償の訴に関するいくつかの問題が素描されている。

すなわち、婚約破棄訴訟は、その發展にともない、取引上の合意と他の種類の合意の間に何らかの区別を設けようとするコモン・ローの否定をもたらした。そのゆえに、結婚の約束は、法的に拘束力のある契約の全ての条件を充足し、たとえば雇傭契約と全く同様に強制されるのである。

裁判所は、婚約が法的な結果を意図しない単なる社会的な或いは家庭的なとりきめであると判断することも許されていたのであるが、そのような考え方をとらなかつた。したがって、一方の当事者が、正当な理由なく他の者と結婚することによって契約の履行を拒んだならば、その当事者は、直接の金銭的損失に対する損害賠償のほか、原告の感情、名誉および結婚の可能性に対する毀損に関する一般損害賠償額 (General damages) を含む損害賠償を支払う責任がある。

未成年、違法、不実表示(詐欺)のようなすべての契約破棄訴訟に共通の抗弁が、婚約破棄訴訟においても、被告によって提出されることが出来る。婚約においては、他方に知られていない全ての重要事実を明らかにする特別の義務は存在しない。しかし、婚約破棄訴訟に特有の一定の抗弁が存在する。たとえば、一方の当事者が、婚約の以前からあるいは後に生じた重大な知的、精神的あるいは肉体的疾患を蒙っている場合には、他方の当事者は、婚約をおこなったときに、そのことをよく知っていたのでなければ、婚約の解消を正当化されるのである。裁判所が、当事者が婚約の解消を正当化するために、自らの知的、肉体的疾患を理由にできないと、現在でも判示するとは思われない。

婚約破棄訴訟には、他の契約に関する請求と異なるいくつかの特色がある。たとえば、The Evidence Further Amendment Act 1869 第一条は、婚約破棄訴訟において、当事者を、結婚の約束に対する証人能力ある証人としているが、「いかなる原告も、婚約破棄訴訟において、彼または彼女の証言が、その約束を支持する関連証拠によって補強されるのでなければ評決をうることはない」と定めている。たとえ裁判所が、その訴訟における原告が正直であり、誠実且つ信頼しうるとの結論に達しても、独立の補強証拠がなければ請求は認められない

のであるから、この規定は驚くべきものである。

合意によるか、高等法院からの移送にもとづかなければ、州裁判所は、婚約破棄訴訟に対する管轄権を持っていない。さらに、当事者のいづれも、陪審による裁判を要求できる。訴訟救助は、原告および被告のいづれにもみとめられない。

なお、本訴訟が死亡した約束者の財産に対して起された場合、あるいは死亡した受約者の財産のために起された場合の損害賠償の範囲について The Law Reform (Miscellaneous Provisions) Act 1934 に規定がある。

さて、最後に、報告書は、本訴訟の現況について、次のように述べて、本項を結んでいる。

「本訴訟は、男女いづれによっても提起されることができるとは。しかし、男による訴訟はきわめて稀である。今日、いかなる程度の訴訟がおこなわれ或いはおこなわれようとしたかを、正確に述べることはできないが、訴訟が裁判にまでもち込まれることは珍しいということは、よく知られている（ここでは次のように註記されている。すなわち、民事司法統計は、婚約破棄に因って各年度提起された訴訟の数を明らかにしていない。しかし、仮にその数字が確かめられたとしても、この訴権の重要性を評価することは困難であろう。それが脅しに用いられ、令状の発行以前に解決がなされるような場合があるに違いないからである。）。委員会が法律関係者から得た情報によると、裁判所に登場するような事件においては、現実の経済的損失に対する請求は一般に極く少なく、普通は、主たる請求は、いわゆる一般損害賠償額に対するものであるとのことである」。

(2) 「B 婚約の解消に関する現在の救済方法」——「b) 贈物と財産の回復」

贈物と財産の回復について、「報告書」は、場合を分けて、従来の法的扱いを記述している。第一は、第三者

が婚約者に贈物をした場合である。第二は、婚約者相互間で贈物がなされた場合である。これには婚約指輪の贈とも含まれる。第三は、婚約者間で、贈与の意思が不明確な金銭又は財産の譲渡がなされた場合である。第四は、婚約当事者が、婚姻中に使用するために、共同で一定の財産(たとえば家屋)を購入したような場合である。

第一に、友人や親類などの第三者が婚約者に対しておこなった贈り物は、婚姻の成立を条件としているものと推定される。したがって、とくに反証がないかぎり、いかなる理由であれ、婚姻が成立しなかったときは、授贈者に返還されるべきである。

第二に、婚約当事者間の贈物については、婚姻の成立を条件としない場合で扱いを異にする(いずれの推定もなく立証の問題とされている)。婚姻の成立を条件としない贈物(たとえば、クリスマス・プレゼントのようなものと註記されている)は、回復されない(受贈者の側から不当に破棄されてもという意味であろう)。これに対し、婚姻の成立を条件とする贈物は、授贈者によって婚約が不当に破棄されたのでなければ(受贈者によって不当破棄された場合は勿論、いずれにも責任がない場合の意味であろうか)回復される。しかし、婚約指輪については、異なる扱いがされてきたと、委員会はみているようである。すなわち、婚約指輪は、婚姻の成立を条件とするという推定をうけてきた。

第三は、婚約者間で、贈与の意思が立証されないような金銭又は財産の譲渡がなされた場合であるが、かような場合には、その譲渡が対価を伴っていないければ、回復をみとめられるのが原則であるという。ただし、この場合、譲受人は譲渡人のために保管しているとみなされるからである。しかし、この原則が、婚約者間の法律行為に、どの程度まで適用されるかは明らかでないとされている(この点につき、報告書は、なお詳しく言及するが、こ

では割愛する)。

第四は、婚約当事者が、婚約中に使用するために共同で一定の財産(たとえば、婚姻生活のための家屋)を購入したような場合の財産関係である。この財産に関する彼等の受益権は、財産法の一般原則にしたがって決定される。すなわち、彼等は、価格に対する各自の分担額の割合にしたがって、その物を所有することになる。しかし、右財産の改良あるいは修繕などの分担額に関する地位は明らかでないとしてされている。

以上が、本「報告書」のうち「B 婚約の解消に関する現在の救済方法」の要旨であるが、これが法律委員会の見解にすぎず、必ずしも異論の余地なきものではないことは言う迄もないであろう。このことは、次項「C 婚約破棄訴訟の特殊な場合」等についても同様であろう。

(3) 「C 婚約破棄訴訟の特殊な場合」——「(a) Shaw 対 Shaw 事件」

以下「報告書」は、婚約破棄訴訟における二つの特殊な問題点について言及している。

その第一は、かの Shaw 対 Shaw 事件 (1954) 2 Q. B. 429 の如き場合の救済の問題である。第二は、婚約中に女が妊娠し子を出産したような場合の救済の問題である。いずれも、従来は、婚約破棄訴訟によって救済をうけてきた場合であるが、本訴訟の廃止を意図するにあたって、その救済方法が問題となるのである。結論から言えば、委員会は、第一の問題 (Shaw 対 Shaw 事件の如き場合) については、何らかの救済方法を設ける必要があると考えていた。これについては、後の「G 勧告」に伴なう「H 副次的諸問題」において、さらに言及される (Draft 第四条、Act 第六条が、そのための救済規定である)。第二の問題 (婚約中に女が妊娠した場合) については、とくに救済規定を設ける必要がないとされた (その理由は、次項で紹介する)。

やう、Shaw 対 Shaw 事件とは、次のようなものである。原告女は、彼女の「夫」が既婚者であるためにそれが無効であることを知らずに婚姻をおこなった。かなりの年月を経た後に、彼女の「夫」が死亡し、真実が明らかとなり、彼女は夫の遺産について損害賠償の訴を提起した。もう少し事実関係を詳しく述べておこう。一九三七年に既婚者 Percy Shaw は、自らを鰥夫と称して、寡婦 Mrs. Moseley と結婚式を挙げた。彼は常に自らを鰥夫と称しており、彼等は夫婦として同棲していた。しかし実際には、Shaw 夫人は一九五〇年まで生きていた。一九五二年に Percy Shaw は無遺言で死亡した。彼の死後、原告たる彼の「妻」(Mrs. Moseley) は、はじめ、自分が法律的には Percy Shaw と結婚していなかったことを知ったのである。彼女は、死者 (Percy Shaw) による婚約の破棄に因る損害賠償を、遺産の管理人に対して訴求した。原告女の賠償は、認められた。ただし、死者 (Percy Shaw) は彼が死亡する約二年前に彼の法律上の妻が死んだときに合法的に履行しえた筈の原告女と結婚する約束および彼が彼女と結婚すべき地位に居るといふ黙示の保証を破棄したという理由によってである。この場合、婚約破棄に因る請求は、その破棄の事実が、Mr. Shaw の詐欺によって隠されており、そのために出訴期間が、原告女が真実を発見するまで開始しないので、期間を徒過した訴権とはならなかった。ここで問題は、婚約破棄訴訟が廃止されると、本件における原告女の如き立場の者が不利益な影響をうけるという点である。この問題については、さらに後に「H 副次的諸問題」において詳説される。

(4) 「C 婚約破棄訴訟の特殊な場合」——「(b) 妊娠に対する補償」

婚約破棄訴訟は、婚約中に妊娠した女が、父の決定手続のみから獲得しうる以上のものを、男から獲得するための手段を提供してきた。諮問を受けた機関のうちには、そのような理由から、婚約破棄訴訟が維持されるべき

であると考へたものがあつた。

しかし、一九六八年の扶養決定法 (Maintenance Orders Act 1968, c. 36.) で、父の決定手続のもとで受けられる扶養料の上限が除去され、子の出産にともなう費用も回復されるようになった。

そこで、本委員会は、かような父の決定手続を理想的な救済方法とは考へないが、婚約破棄訴訟よりは適切なものであると考へ、したがつて、婚約破棄訴訟のこの局面については、これ以上議論しないと述べる。

かくして、Shaw 対 Shaw 事件の如き場合については、委員会はなお救済方法を検討し且つ勧告するのであるが、婚約中に女が妊娠した場合の救済方法については、これ以上立ち入らないのである。

(四) 「報告書」は、「D 本訴訟の廃止に対する従来の動向」において、きわめて簡単にではあるが、今日までの、主として国会における、婚約破棄訴訟廃止に関する動きをあとづけている。なお、この問題については、前稿(一)「二 婚約破棄訴訟廃止立法の歴史」(本誌第四十六号一―三頁以下)にその概略を記しておいたので参照されたい。

「報告書」は、廃止立法の動向を、三つの時期に分けて紹介している。

第一は、一八七八年と一八七九年の動向である。すなわち、一八七八年に、Herschell によって婚約破棄訴訟廃止法案が提出された。さらに翌一八七九年に、Herschell によって、損害賠償を現実の金銭的損失に制限すべしとの決議案が提出され可決された。

第二は、一八八〇年から一八九〇年にいたる動向である。一八八〇年には、右の Herschell は Solicitor-General (法務次長) になっており、これに対し Colonel Makins が、婚約破棄訴訟を廃止する法案を提出する

意思の有無をただしたが、Herschellは、その意思がない旨を答えた。ところでその後一八八三年、一八八四年、一八八八年、一八九〇年と、つづけて婚約破棄訴訟廃止法案が下院に提出されたが、結局通過するにいたらなかった。

第三は、一九五五年以降の下院におけるこの問題に関する質疑である。すなわち、一九五五年、一九六〇年、一九六二年、一九六四年と、かさねてこの問題に関して、下院において質問がおこなわれた(そのあらまは前稿参照)。

(四) さて、ここで、「報告書」はその中心問題たるこのたびの法律委員会の諮問に答えてなされた婚約破棄訴訟の廃止ないし改正に関する諸提案の紹介と比較・検討に入る。すなわち「報告書」は、まず「E 改正に関する最近の諸提案」において、種々の改正意見を要約・概観し、次項「F 諸提案の比較」において、これを五項目に分け(i)ないし(v)、各々の提案について、かなり詳細な比較・検討をおこなっている。本稿では、以下、(1)において、「報告書」の右の「E」の内容を紹介し、つづけて、(2)ないし(6)において、「報告書」の右「F」における五つの項目(提案)に関する委員会の比較・検討の内容を紹介しておくことにしよう。

(1) 「E 改正に関する最近の諸提案」

「報告書」によれば、婚約から法的効力を取り除くことを目的として非常にしばしばなされてきた二つの主張は、次のようなものである。その第一は、現行法が「男をたらし込んで金をしぼり取る(gold-peddling)」性質をもった訴訟に機会を与えているということである。委員会もこの主張を正当であると考えた。主張の第二は、婚約の安定性というものは社会にとってきわめて重要なのであるから、そのような脅しが存在しなければおこなわ

なかったような婚姻を人々に強いるような訴権を、法律はみとめるべきではないことである。この主張については、委員会は、必ずしも同意しなかったようである。「報告書」は、このような脅しは架空のものであり、婚約者がこのような理由から、不満足であることが分っている婚約を解消することを思い止まることはない」と述べている。

次に「報告書」は、諮問の結果を具体的に述べ、最後に諮問に対してなされた提案を、五つに要約して述べている。

民間諸団体への諮問の結果は、婚約破棄訴訟の廃止に対する強い要求が存在することを示した。しかし、法律家の諸団体は、この訴訟を廃止するか又は改正することを望んではいるが、婚約の解消によってもたらされる経済的な問題の救済方法を定める必要があることを強調していた。

右の法律家の団体のうち、法廷弁護士一般評議会 (The Bar Council) が、損害賠償の性質に制限を加えて本訴訟を維持するという、一八七九年におけるハーシェル議員によって提案された方針を想起させるような示唆をおこなったが、他の団体の解決策は、一層ラディカルなものであった。すなわち、他の団体の解決策は、本質において、婚約の契約的効力を捨てて、婚約から生ずる損失 (又は利得) の公正な調整にもとづく訴訟手続をつくり出そうとするものであった。なおこのほかに委員会は、ニュージーランドの不法行為及び一般法改正委員会の報告書 (本「報告書」の付録Dにその抜粋がある) を受けとった。右委員会は、婚約破棄訴訟を廃止するが財産の所有ないし処分に関する解消された婚約の当事者間の争いを解決することを裁判所に可能ならしめる略式手続が制定されるべきであるという見解を採用していた。

続・イギリス婚約法に関する覚書(三)

さて、本項「E」において「報告書」は、改正のための提案を、次の項目に要約している。

第一は、何らの代替措置も伴わない契約訴訟の廃止である。

第二は、回復されうる損害賠償に関する制限を伴った本訴訟の維持である。

第三は、婚約を信じたことから生じた利益と損失の調整のための訴訟手続による代置を伴う本訴訟の廃止である。

第四は、婚約を信じたことから蒙った損失の調整のための訴訟手続による代置を伴う本訴訟の廃止である。

第五は、財産の所有ないし処分に関する争いを解決するための訴訟手続による代置を伴った本訴訟の廃止である。

第一の提案において、当事者は婚約の破棄又は解消から生じた補償あるいは現実の経済的損失を回復する権利を有さないのであるが、彼等の通常の財産上の諸権利は一般法のもとにゆだねられるのである。第二の提案において、当事者は経済的損失の制限された回復の権利をみとめられると同時に、彼等の通常の財産上の諸権利をも有することになる。第三の提案において、当事者は彼等の通常の財産上の諸権利を維持するについても当該調整にしたがうことになる。第四の提案において、当事者は彼等の通常の財産上の権利を有するについても、当該調整にしたがうことになる。第五の提案において、当事者は、何らの経済的損失を回復するための権利も有さないが、略式訴訟手続によって、婚約の解消を考慮して、彼等の財産上の諸権利について調整をうけることができるのである。

各提案に関する「報告書」の記述は、きわめて簡単であり、右に紹介した域を出ない。その内容も、それだけ

では必ずしも十分に諒解し難いものである。だが、右の各提案については、次項「F」においてかなり詳しく比較・検討されるので、そこで多少とも理解を深めることができよう。いずれにしても、損害賠償に一定の制限を付しながら婚約破棄訴訟を存続させようとする提案（第二の提案）と、何らの代替措置をも考慮せずにこの訴訟を廃止しようとする提案（第一の提案）、さらに何らかの代替措置（調整手続）を考慮しながらこの訴訟を廃止しようとする提案（第三、第四、第五の提案）の三種があつたことだけは理解されるであらう。

(2) 「F 諸提案の比較」——(i) 何らの新しい救済方法も伴わない契約訴訟の廃止」

この提案は、委員会が最初に関心を持ったものである。けだし、この提案には、前述のような本契約訴訟の欠点を除去するという明瞭な長所があるからである。しかし、この提案には、たとえば婚約の一方の当事者が他方の当事者に属する財産に金銭を投資した（一方が他方の購入した家屋に修繕費をかけた）ような場合に、何らの回復も存在しない。委員会が諮問した法律専門家の諸団体がこの提案を拒んだのは、なかななくこの理由からであつた。そこで「報告書」は、次のように述べる。「より良い解決策が見出されうらば、彼等がそうするのは正当であつただろうと我々は信ずる。」と。

(3) 「F 諸提案の比較」——(ii) 損害賠償（額）に対する制限された権利を伴う本訴訟の維持」

この提案について「報告書」は、まず次のように述べる。すなわち、回復されうる損害賠償（額）に対する制限と結びついた婚約破棄訴訟の維持が、法律専門家の広い支持をうけてきたことは、委員会の諮問から明らかであり、この提案にさいして、一般損害（General damage）に対する意味での特別損害（Special damage）だけが回復されるべきことを定めれば充分であるとの示唆が度々なされている。

だが、結論から言えば、委員会は本「報告書」において、この提案に反対の意思を表明している。その理由は、かなり詳細であり、その内容はやや難解であるが、その大要を紹介しておくことにしよう。

委員会の反対理由の第一は、特別損害の回復という言い方をすることはとくに有益であるとは思われないという点である。この表現は、損害賠償法において幾つかの意味を有している。また、かつて一九三四年以前において、死亡した約束者の遺産に対する訴訟においては、特別損害の回復のみがみとめられていたのであるが、実に原告がそのような請求をみとめられた事件は知られていない。そして、たとえば嫁入道具のような無駄にない出費が契約破棄訴訟において回復されないということは理由のないことではない。ただし、契約法上の損害賠償というものは、もし契約が履行されていたならばその者が立っていたであろうような地位に原告を置くことを予定しているからである。もし婚約が履行されていたとしても、なおそのような出費はなされたであろうし、たとえば嫁入道具の値うちは全く同様であろう。しかし、現行法のもとでは、必ず、補償は、嫁入道具の価格を考慮に入れてみとめられる。これに対して委員会は、次のように疑問を表明している。「我々は、もし婚約破棄によって損害賠償に対する何らかの権利が生ずるべきであるとしても、それは世論にとって補償にふさわしいと思われるような事由のうちにおいてであろうと考える。とはいえ、原告は、被告が原告と結婚しなかったという事実のみを理由として金銭を獲得すべきではないという考え方が同意されてしかるべきであろう」と。

ところで法廷弁護士一般評議会(The Bar Council)は、委員会に対して、回復されうる損害賠償は、破棄の時点より前のその者の何らかの作為又は不作為に帰因し、且つ婚約を信じて為され又は為されなかったことに帰因する原告によって負われた経済的損失と等しい額を超えてはならないという助言をした。この助言は、勿論、誰

もが好まない精神的損害や名誉毀損あるいは単なる婚姻できなかったことを理由とする損害賠償の可能性を排除しようとするものであった。しかし、委員会は、「報告書」において、委員会の見解によれば、それでもなお行きすぎであると述べる。すなわち、それは、たとえば、婚姻を期待して高い収入のある勤め口の見込みをあきらめたというような「失われたチャンス」を顧慮した財産回復を許すことになるであろうというのである。そして、ひとたび雇傭の見込みの損失を顧慮して損害賠償がみとめられるならば、結婚の見込みの損失を理由とする補償を排除することは困難になるであろう。——そして、法は再び、一般損害賠償への道をあとどりするであろうと言うのである。

以上の如く、委員会は、損害賠償を「特別損害 (special damage)」に限定する考え方についても、また、「経済的損失 (financial loss)」に限定するという考え方についても疑問を表明する。

そして最後に、本提案ないし解決案に対する主たる反対理由は、それが、現在の婚約の契約的効力を存続させようとしていることにある旨を宣明している。委員会によれば、損失は、相手方の過失 (fault) にもとづいて回復されうるものなのである。この点において、委員会は、ニュージーランド不法行為及び一般法改正委員会の見解に同意すると述べている。

(4) 「F 諸提案の比較」——「(iii)利益と損失の調整のための訴訟手続による代置」

委員会は、この提案に積極的だったが、後述の如き問題点があり、諮問団体の賛成を得られず、結局この提案ないし制度の導入を勧告することをあきらめた。「報告書」は、右の経緯をかなり詳しく述べている。

すなわち、この提案には、婚約を契約的關係の分野から排除する一方において、婚約の過程で生ずる利益と損

失が当事者間で公平に配分されることを保証することによって、生じうる困難を緩和するという利点がある。のみならず、財産回復は、原告が無責の当事者であるか否かによって左右されることもないのである。委員会は、このような長所を考慮して、この解決案について、より詳しい検討をおこなう必要があると考えた。そして、もし、調整的訴訟手続が定められるならば、裁判所の裁量がおこなわれるべき方向について、若干の指示が制定法によって定められる必要があると考えた。ただし、かようなガイドラインなしには、当事者とその助言者は不定な立場に立たされることになるからである。本提案を諮問するにあたって、委員会が示唆したガイドラインは、六点に及ぶ。それらの全てをここで紹介する余裕はないし、またその必要もないであろう。それはたとえ、第一に救済の申し立てにさいして申立人が陳述すべき内容に関する指示、あるいは第二に損失と利益を調整する権限が制約されるべき事項の範囲などである。

いずれにせよ、委員会はこの調整制度の長所をみとめていたが、その導入に対して大きな実際上の障碍が存在していた。「報告書」は、右の障碍を次の四点に要約している。

第一は、長期にわたる調査なしに、婚約中の当事者の出費を吟味することは困難であろうということである。のみならず、如何なる出費項目が調整手続に服するべきかを決定することは実上困難な事柄である。

第二は、このような制度の導入は、鶏を割くに牛刀を用いるものであるというそしりをうけるのではないかという点であった。

第三に、これがかつとも重要な点であるが、調整訴訟手続は、おそらく、いまよりも一層多くの事件を裁判所に持ち込ませることになるであろうという点である。

最後に、委員会は、調整訴訟手続の倫理的基礎が、おそらく世論によって非難されるであろうと考えた。人々は、裁判官の広い裁量によってなされる配分をもたらすような、破棄された婚約の経済的・財産的要素の詳細にわたる検討は好ましくないと考えるであろう。

「報告書」は、右の四点にわたる本提案の短所についても、かなり詳細に論じているが、ここではその要点の紹介のみに止める。

さて、委員会が諮問した諸団体は、右に列挙した本提案の欠陥を感じていた。したがって、委員会は、利益と損失の調整制度をイギリス法に導入することを勧告することができなかったのである。

以上で、本「報告書」における「F 諸提案の比較」のうち、「(i)」ないし「(iii)」のあらすじを紹介した。内容の誤読・誤解については御叱正を仰ぎ、また筆者自らも再検討して、後日の補正を期したい。

なおひきつづき本項「F」には「(iv)」および「(v)」があるが、これらは、「G 勧告」以下の紹介とともに次稿にゆずる。